

1 もし、長期間働けなくなったら…

— 私傷病の場合の社会保障の給付について —

- 有給休暇等の支給が終了した後は、傷病手当金の給付を受けることができます。
- 傷病手当金の給付額は1日あたり標準報酬日額の3分の2です。
- その後は所定の重度障害に該当した場合には、障害厚生年金等が給付されます。



自分の収入が無くなったら今の生活が続けるのは自信が無いな…

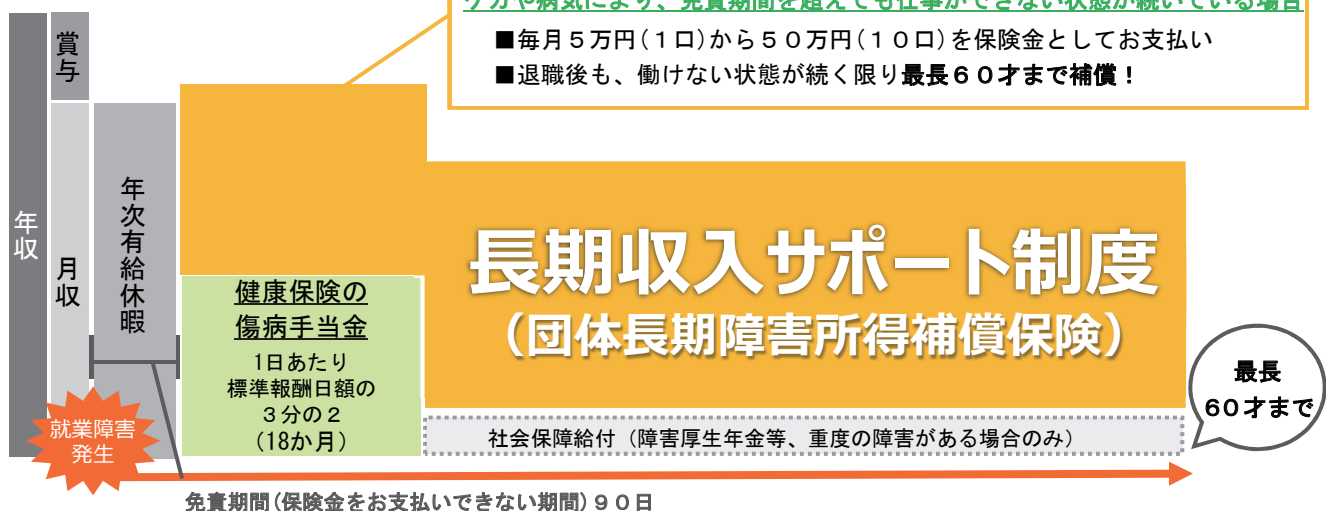
住宅ローンや教育費。治療に専念してほしいけど不安だわ…



2 長期収入サポート制度があれば…

ケガや病気により長期間仕事ができなくなったら **最長60才まで所得を補償！**

〔制度イメージ図〕



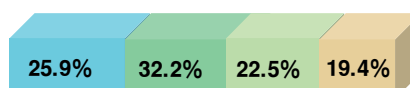
※精神障害による就業障害のてん補期間（保険金をお支払いする期間）は2年間が限度となります。
※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

「生きること」を支えるために…

医療の高度化等により、日本人の寿命は今までに延び、私たちが60才以前に死亡するリスクは減少の傾向にあります。しかしその反面、療養が長期化するケースや障害が残るまま同じように働くことができないケースの増加が問題になっています。長期間にわたって治療を受けたり、リハビリを行っている間に所得が減少し住宅ローンが払えない、子どもの学費が払えないなど、「生きること」をしっかりと支えるための対策が必要です。

■ 生活保護を受ける理由

生活保護を開始する理由は
傷病によるものが大きい



- 傷病による収入の減少・喪失
- 貯金等の減少・喪失
- 働きによる収入の減少・喪失
- その他

＜出典：厚生労働省「平成28年度 厚生統計要覧」より引受保険会社作成＞

3 長期収入サポート制度の特長

長期療養時の補償

ケガや病気により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で60才まで所得を補償します。※1

一部復職後も補償

職場に復帰しているけれども完全には仕事ができないなど、一部復職していても収入が20%超減少している場合には、その減少割合に応じて継続して（最長60才まで）補償します（保険金は非課税です。所得税および住民税の対象となりません）。

精神障害も補償

躁うつ病等の精神障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で2年間所得を補償します。※2

業務中・業務外、国内外を問わず補償

ケガや病気の発生が、業務中・業務外、国内外を問わず、24時間補償します。また、入院だけでなく自宅療養やリハビリテーション中でも、保険金のお支払条件を満たす場合は補償の対象となります。

妊娠に伴う就業障害も補償

妊娠・出産・早産または流産による身体障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に所得を補償します。

※1 てん補期間は60才に達した日（*）まで、または3年間のいずれか長い期間となります。

*60才に達した日とは、60才の誕生日の前日となります。

※2 精神障害による就業障害のてん補期間は最長で2年間です。

4 保険料は月々319円（24才女性の場合）から



1口（月額5万円）あたりの月払保険料

年齢	男性（K）	女性（L）
15～24才	419円	319円
25～29才	441円	445円
30～34才	530円	589円
35～39才	679円	834円
40～44才	930円	1,082円
45～49才	1,233円	1,407円
50～54才	1,402円	1,511円
55～59才	1,329円	1,293円

《ご加入口数の設定について》

●10口以下で設定してください。

ご注意ください

●「口数×5万円×12」が年収の50%以内になるように設定してください。

※ 年齢は、令和1年10月1日時点の満年齢です。

※ カッコ内は加入タイプ名です。

※ 当保険料は団体割引20%を適用しています。

○加入対象○

令和1年10月1日時点で満59才以下の農林水産省職員生活協同組合の組合員ご本人

○セットされている特約○

- ・精神障害補償特約
- ・妊娠に伴う身体障害補償特約（女性のみ）

お申込みは、加入申込票①にご記入ください

保険金 支払例

GLTDに加入していれば！

30才の時に交通事故にあい、脊髄損傷のため半身不随となった。休職期間満了後に規定により退職となり、収入が途絶えてしまった。

保険料は

保険金お支払例

【3口（月額15万円補償）にご加入の場合】
60才まで約30年間保険金を受け取り予定（免責期間：90日）

月々：1,590円

保険金総額（予定）

15万円×約29年9か月（357か月）＝約5,355万円
（免責期間（90日）を除く）

ご注意

団体長期障害所得補償保険（GLTD）の加入者が10名未満の場合、団体長期障害所得補償保険（GLTD）のご契約は不成立となり、ご加入できません。